

ちゃちゃも

デザインマニュアル DESIGN MANUAL



2010年3月 作成
2020年6月 更新

松阪市

デザインマニュアルとは・・・

このマニュアルは、今後、ちゃちゃもが皆様に愛し、親しまれるよう、また、その活躍が松阪市のイメージアップにつながり、さらには、地域の活性化につながるよう、図形に関してその標準基準を定めたものです。どうぞ積極的にご活用いただき、皆様方で“ちゃちゃも”を育てていきましょう！お願い申し上げます。

ちゃちゃも図形の使用に関して

1. ちゃちゃも図形に関する著作権、使用权は松阪市に属します。したがってちゃちゃも図形を使用する場合は、松阪市に届出もしくは使用許可申請を行ってください。
2. ちゃちゃも図形の使用は、以下に定められた規格に従って使用してください。ちゃちゃも図形は当マニュアルの図形を使用ください。また、ちゃちゃも図形の上に文字や他の図形を重ねて使用することもできますが、顔の部分（角からあごまで）は除きます。ただし、顔の部分でちゃちゃもと認識できるものであれば、この限りではありません。
3. 原則ちゃちゃも図形の表示色はこのマニュアルで示す指定色とします。
ただし、チラシなどで全ページが同色の場合、指定色以外であっても使用できます。
4. ちゃちゃも図形を使用する物件等に関しては届出もしくは使用許可申請時に予め物件名、完成図面を添付してください。また、後日、物件完成の際には写真を提出してください。
5. ちゃちゃも図形を商用に使用する際には、料金はいただきませんが、使用許可申請にあたり、松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の使用に関する要綱の内容を十分考慮し、使用目的、使用方法を審査した後、許可決定します。

※上記以外の使用に関してはご相談ください。

※使用禁止例は最後のページにありますので、ご覧ください。

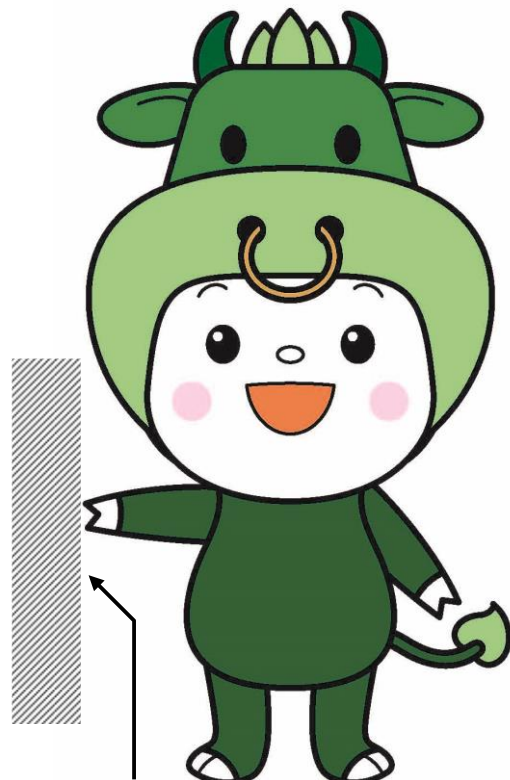
ちゃちゃも誕生まで・・・

- ちゃちゃもは、平成の大合併により、1市4町が合併し誕生した新しい“松阪市”の、市制施行5周年を記念して誕生しました。
- ちゃちゃも図形は、全国から寄せられた458点の作品から決定しています。最優秀に選ばれたこの作品は、世界ブランドで名立たる“松阪牛”をモチーフにして、親しみやすくキャラクター化したもので、松阪の豊かな自然をイメージして緑色に彩色しています。
- ちゃちゃもの名前は、全国から寄せられた1,694点の作品の中から審査のうえ選ばれ、その名は、松阪名産の“お茶”の“ちゃ”と、松阪牛の“モー”を“も”と表現して命名されています。

●ちゃちゃも図形（カラー）

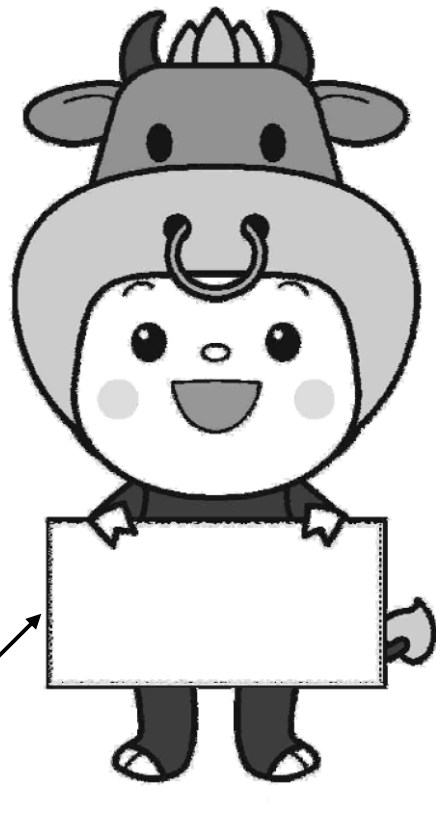


※看板内は自由に使ってください。

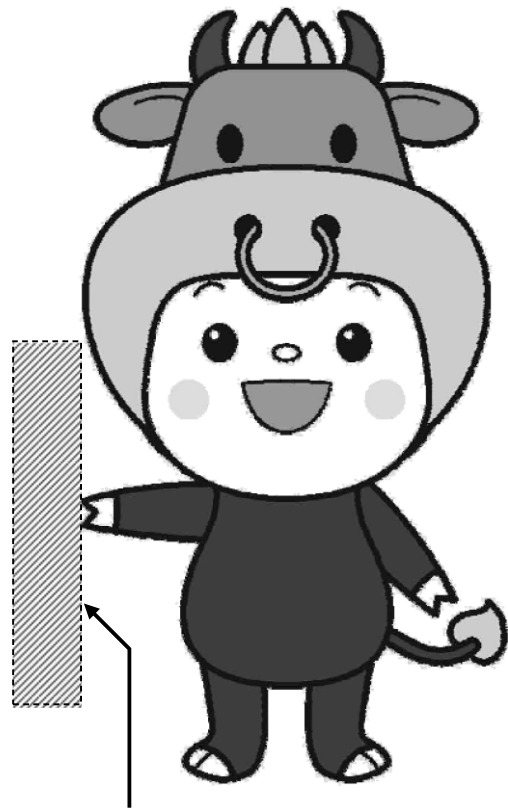


※この部分に片手で物を持つようなスタイルとしてご使用ください。

●ちゃちゃも図形（モノクロ）

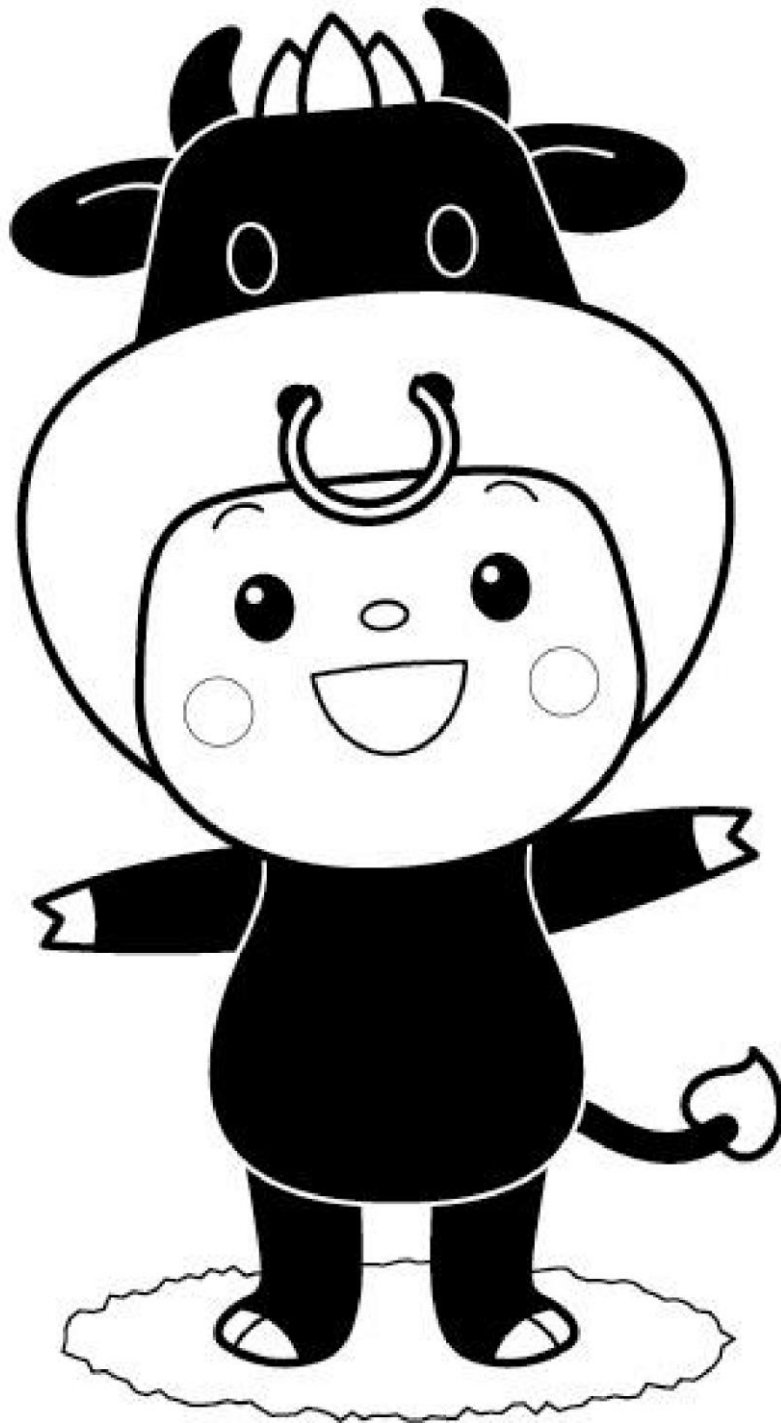


※看板内は自由に使ってください。



※この部分に片手で物を持つようなスタイルとしてご使用ください。

●ちゃちゃも図形（正位置－2階調）

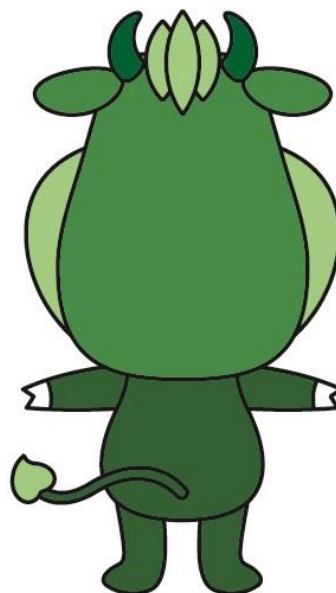


●ちゃちゃも図形（3面図）

正面



背面



側面左向き



側面右向き



●ちゃちゃも図形（イラストパターン集）



●ちゃちゃも図形（イラストパターン集）



● ちゃちゃも図形 (イラストパターン集)



●ちゃちゃも図形（とこわか国体 Ver.）

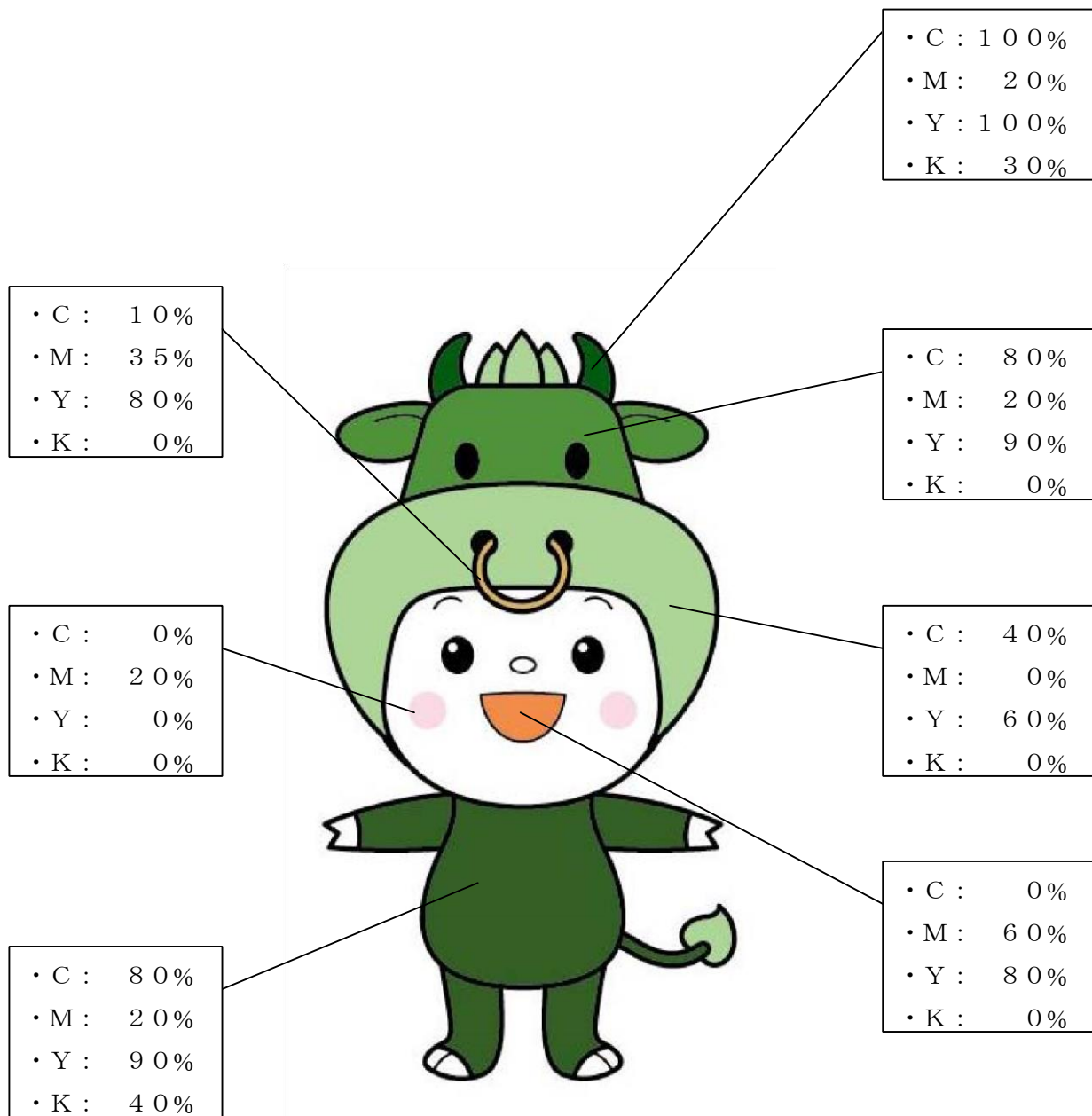


●ちゃちゃも図形（とこわか国体 Ver.）



●指定色

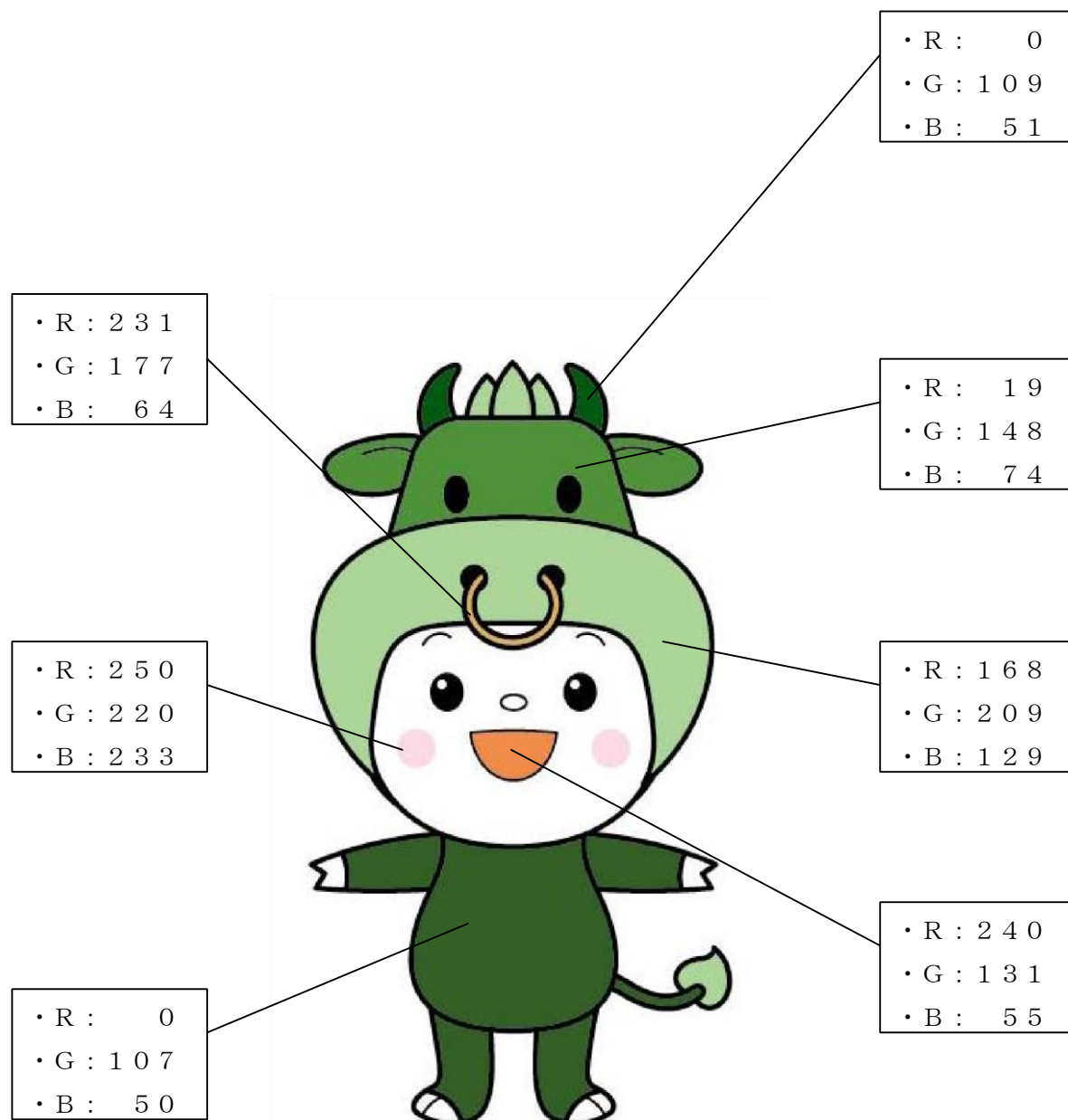
【プロセスカラー】



【線の太さ】

- ※口枠線 ⇒ 1.0pt
- 鼻、足爪、眉、耳中線 ⇒ 1.8pt
- その他（全身外枠） ⇒ 3.6pt

【RGB カラーモデル】



【線の太さ】

- ※口枠線 ⇒ 1.0pt
- 鼻、足爪、眉、耳中線 ⇒ 1.8pt
- その他（全身外枠） ⇒ 3.6pt

●使用禁止例

次のような使用は、禁止します。

- ①当マニュアルにある図形を変えるもの
- ②立体物（図形）について、その表現がちゃちゃも図形の立体物（図形）と認められないもの
- ③公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- ④政治性、宗教性のあるもの
- ⑤風致を害するおそれがあるもの
- ⑥社会問題についての主義主張を含むもの
- ⑦公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑧その他ちゃちゃも図形として不相当であると市長が認めるもの

